

令和元年度保育料月額表(10月以降)

< 2号・3号認定用 >

保育料月額表は、次のとおりです。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額 (単位:円)		
階層区分	定 義	3歳未満児		
		標準時間認定	短時間認定	
第 1	生活保護法による被保護世帯等 (単給世帯を含む)	0	0	
第 2	第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税非課税世帯	0	0	
第 3	第1階層及び第2階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	15,000 (7,500) (0)	
第 4		48,600円以上 97,000円未満	14,700 (7,350) (0)	
第 5		23,000 (11,500) (0)	22,600 (11,300) (0)	
第 6		97,000円以上 120,000円未満	30,000 (15,000) (0)	29,400 (14,700) (0)
第 7		120,000円以上 169,000円未満	36,000 (18,000) (0)	35,300 (17,650) (0)
第 8		169,000円以上 190,000円未満	44,000 (22,000) (0)	43,200 (21,600) (0)
第 9		190,000円以上 301,000円未満	50,000 (25,000) (0)	49,100 (24,550) (0)
第 10		301,000円以上 320,000円未満	55,000 (27,500) (0)	54,000 (27,000) (0)
第 11		320,000円以上 397,000円未満	63,000 (31,500) (0)	61,900 (30,950) (0)
第 12		397,000円以上	65,000 (32,500) (0)	63,800 (31,900) (0)

多子軽減の保育料(平成28年4月から適用)

- 第3、第4階層のうち、市町村民税が57,700円未満の世帯については、支給認定保護者と生計が同一に属する最年長の子どもから順に、1人目の子どもを第1子、2人目の子どもを第2子、3人目の子どもを第3子と数え、保育料額を決定する。

ひとり親家庭等の保育料(平成29年4月から適用)

- 児童の属する世帯が第3、第4階層のうち、市町村民税が77,101円未満に認定された場合で、ひとり親世帯及び在宅障害児(者)世帯等は、世帯が同一に属する最年長の子どもから順に、1人目の子どもを第1子、2人目の子どもを第2子、3人目の子どもを第3子と数え、下記の表を月額保育料とする。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額 (単位:円)	
階層区分	定 義	3歳未満児	
		標準時間認定	短時間認定
第 3-1	第1階層及び第2階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	7,000 (0) (0)
第 4-1		48,600円以上 77,101円未満	6,850 (0) (0)
			9,000 (0) (0)

幼児教育・保育の無償化(令和元年10月から適用)

- 3歳以上児の保育料を無償とする。
- 市町村民税非課税世帯の保育料を無償とする。

その他留意事項

- 保育料月額表の()内の金額は、第4階層(うち市町村民税57,700円以上)から第11階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園等に入所している場合の2人目以降の児童に適用される金額です。

※算定方法については、次により算定します。

○2人目の保育料=当該児童の保育料×1/2 ○3人目以降の保育料=0

○兄弟姉妹数は、年齢が高い順に数え、算定します。(※保育所等に在籍している児童のみ)

(例) 4歳(保育所)、2歳(保育所)、0歳(保育所)の3人の児童が入所している市町村民税所得割額が10万円第5階層・標準時間認定の世帯の場合

○4歳0円 2歳30,000円×1/2=15,000円 0歳0円 計15,000円 となります。

- 同居の祖父母等がいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母等が家計の主宰者とみなされるため、祖父母等の収入により保育料を決定します。

- 保育料の算出には、住宅借入金(取得)等特別控除、配当控除、外国税額控除等による控除等適用されない控除がありますので、ご留意願います。

※保育料の決定について(毎年9月が保育料の切り替え時期です。)

4月分から8月分は平成30年度の市町村民税の金額により決定し、9月分から翌年3月分は令和元年度(平成31年度)の市町村民税の金額により決定します。

問合せ先: 香芝市役所 こども課 Tel(0745-44-3336)